

実務展望

# てんぼろ

一般社団法人 東京都溶接協会  
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会  
 株式会社 三浦事務所  
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号  
 産学協同センター  
 電話 03-3685-5700 (代表)  
 編集発行人 三浦繁夫 © 2022  
 毎月1回1日発行 定価100円・〒共



御来光(後立山連峰 白馬岳にて)

花藤文要氏 撮影

(カラー版は <https://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

**定期自主検査者安全教育を受けて  
ステッカーを貼ろう**

年  次

年次定期自主検査: **2022年** 月実施  
 検査実施者氏名: \_\_\_\_\_  
 教育修了証番号: \_\_\_\_\_  
 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 No. 00000

定価 **220円** (税込)

当協会の各事務所では、天井クレーンおよび移動式クレーンの定期自主検査者安全教育を行っております。教育を修了された方には、定期自主検査を実施したときに貼付するステッカーを販売しています。

**公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会**

**特別教育用テキストのご案内**

**クレーン運転の特別教育テキスト**

**目次**

- 第1章 クレーンに関する知識
- 第2章 クレーンの取扱い
- 第3章 原動機及び電気に関する知識
- 第4章 運転のために必要な力学の知識
- 第5章 労働災害事例
- 第6章 関係法令

クレーン運転の特別教育の教材として、判りやすく解説しています。

A4版 定価 **1,680円**(税込) +別途送料

**申込み先**  
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会  
 URL <https://www.bcsa.or.jp>  
 (当協会の各事務所・本部において販売しています。お問合せください。)

その他テキストや、注文書はこちらから





# 第73回 全国労働衛生週間

《10月1日～7日》

全国労働衛生週間は、今年で第73回を迎える。この間、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきた。

全国労働衛生週間を活用し、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策の推進、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ職場における新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。

また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石棉障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。このような背景を踏まえ、今年度は、

## 「あなたの健康があつてこそ笑顔があふれる健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

## 江東区総合防災訓練 —— 東京都溶接協会が参加 ——

令和4年度の江東区総合防災訓練は9月11日に都立木場公園を会場に実施しました。江東区は区内の防災関係機関と連携し、発災初期対応、インフラ等復旧、消火訓練を行いました。

写真は災害時の応急対策活動支援協定を結び、道路啓開作業に参加した東京都溶接協会所属の(会長横田文雄氏・横田アスコム(株)と理事 宇都宮秀雄氏・宇都宮工業(株))の溶接・溶断作業車です。



作業に参加した車両



訓練の様様

## 性能検査と各種技能講習教育のご用命は当安全協会へ!

- ◆性能検査 クレーン・移動式クレーン・エレベーター・ゴンドラ・ボイラー・第一種圧力容器
- ◆個別検定 第二種圧力容器・小型ボイラー・小型圧力容器 ◆製造時等検査 第一種圧力容器
- ◆講習教育 玉掛け・小型移動式クレーン・床上操作式クレーン・フォークリフト等各種技能講習、安全衛生教育等

製造時等検査実施事務所拡大中

検査・検定のお申込みは  
最寄りの事務所へ

函館・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・いわき・茨城  
栃木・埼玉・千葉・東京・神奈川・甲信・広島・山口・福岡



厚生労働大臣登録製造時等検査機関・性能検査機関・個別検定機関 都道府県労働局長登録教育機関

# 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

本部 〒136-0071 東京都江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館2階 TEL 03(3685)2141 FAX 03(3685)2189 <https://www.bcsa.or.jp>



# 〈改正育児・介護休業法(10月1日施行)について〉

令和4年10月1日以後、下記の通りに育児休業制度が改正され、出生時育児休業(産後パパ育休)が創設されます。

	現行制度の 育児休業制度	産後パパ育休 (育休とは別に取得可能)	育児休業制度
対象期間 取得可能日数	原則子が1歳(最長2歳)まで	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳(最長2歳)まで
申出期限	原則1か月前まで	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで
分割取得	原則分割不可	分割して2回取得可能(初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能(取得の際にそれぞれ申出)
休業中の就業	原則就業不可	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可
1歳以降の延長	育休開始日は1歳および1歳半の時点に限定		育休開始日を柔軟化
1歳以降の再取得	再取得不可		特別な事情がある場合に限り再取得可能

## 〈休業取得の申出期間について〉

雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

## 〈休業中の就業について〉

- ・具体的な手続きの流れは以下①~④のとおりです。
  - ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出る
  - ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示(候補日等がない場合はその旨)
  - ③労働者が同意
  - ④事業主が通知
- ・就業が認められる条件について。
  - ①休業期間中の就労が、所定労働日・所定労働時間の半分以下であること
  - ②休業開始・終了予定日を就業日とする場合は、当該日の所定労働時間数未満であること。
 

例) 所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合 → 就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

産後パパ育休も育児休業給付(出生時育児休業給付金)の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日(10日を超える場合は就業している時間数が80時間)以下である場合が給付の対象となります。

## 〈出生時育児休業についての規定〉

新設された出生時育児休業(産後パパ育休)について、就業規則の作成義務のある事業所は新たに就業規則に記載する必要があります。とくに、これまでは不可能とされてきた休業時の就業が認められるにあたり、規則の作成例を紹介します。

- ・規定例

### (出生時育児休業中の就業)

#### 第〇〇条

- 1 出生時育児休業中に就業することを希望する従業員は、出生時育児休業中の就業可能日等について所定の申出書を休業開始予定日の1週間前までに人事部労務課に提出すること。なお、1週間で切っても休業前日までは提出を受け付ける。
- 2 会社は、前項の申出があった場合は、申出の範囲内の就業日等について申出書を提出した従業員に対して提示する。就業日がない場合もその旨通知する。従業員は提示された就業日等について、出生時育児休業中の就業日等の同意・不同意書を人事部労務課に提出すること。休業前日までに同意した場合に限り、休業中に就業することができる。会社と従業員の双方が就業日等に合意したときは、会社は速やかに出生時育児休業中の就業日等の所定書式を交付する。
- 3 出生時育児休業中の就業上限は、次のとおりとする。
  - 一 就業日数の合計は、出生時育児休業期間の所定労働日数の半分以下(1日未満の端数切り捨て)
  - 二 就業日の労働時間の合計は、出生時育児休業期間の所定労働時間の合計の半分以下
  - 三 出生時育児休業開始予定日又は出生時育児休業終了予定日に就業する場合は、当該日の所定労働時間数に満たない時間
- 4 本条第1項の申出を変更する場合は出生時育児休業中の就業可能日等変更申出書を、撤回する場合は出生時育児休業中の就業可能日等申出撤回届を休業前日までに人事部労務課に提出すること。就業可能日等申出撤回届が提出された場合は、会社は速やかに申出が撤回されたことを通知する。
- 5 本条第2項で同意した就業日等を全部又は一部撤回する場合は、出生時育児休業中の就業日等の撤回について所定の様式を休業前日までに人事部労務課に提出すること。出生時育児休業開始後は、次に該当する場合に限り、同意した就業日等の全部又は一部を撤回することができる。出生時育児休業中の就業日等撤回届が提出されたときは、会社は速やかに出生時育児休業中の就業日等通知書を交付する。
  - 一 出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡
  - 二 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと
  - 三 婚姻の解消その他の事情により配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと
  - 四 出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき

# 講習予定表

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会  
URL <https://www.bcsa.or.jp>

種類	講習名	2022年10月～2023年1月
技能講習	玉掛け技能講習	茨城 10/13 栃木 10/4 11/8 12/5 1/11 埼玉 11/8 12/13 1/11 甲信 10/13 11/1 12/15 1/12
	床上操作式クレーン運転	茨城 11/17 1/26 栃木 10/18 12/20 埼玉 10/25 11/15 1/17 甲信 10/20 11/17 12/22 1/19
	小型移動式クレーン運転	甲信 11/28
	フォークリフト運転	栃木 10/11 10/21 11/15 12/13 1/17 埼玉 10/12 11/22 1/24
	ボイラー取扱	茨城 12/13
	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	南関東 11/30
	はい作業主任	栃木 11/29
特別教育	クレーン運転特別教育	栃木 10/25 11/24 12/8 1/24 甲信 10/25 12/8 [12/5から変更]
	フルハーネス型安全帯使用作業の特別教育	福島 11/2 いわき 10/22 [追加] 12/5
安全衛生教育	天井クレーン定期自主検査者	南関東 1/24
	移動式クレーン定期自主検査者	南関東 10/18
	移動式クレーン運転士	南関東 12/11
	玉掛け業務従事者	
	フォークリフト運転業務従事者	

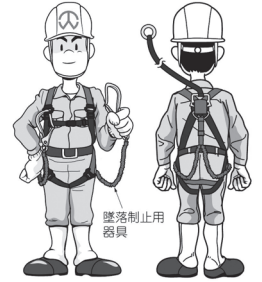
## 「フルハーネス型安全帯使用作業の特別教育」

### — 開催のご案内 —

平成31年2月1日以降は、墜落制止器具のうち、フルハーネス型のものを用いて行う作業は、特別教育が必要になりました。

当協会でもフルハーネス型安全帯使用作業に係る特別教育を実施しています。この機会に受講のご検討をいただけますようご案内申し上げます。

受講に関するお問い合わせは、下記の開催事務所の電話番号にお願いいたします。



★日付は講習開始日です。詳細については、各事務所にお問い合わせください。出張講習のご要望も受け付けております。下記の各事務所にご相談ください。URL <https://www.bcsa.or.jp>

ボイラ・クレーン安全協会	〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機伍健保会館2階	TEL 03-3684-5551 FAX 03-3685-2189	茨城事務所	〒300-0875	土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	TEL 029-843-0740 FAX 029-841-1968
東京事務所	〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機伍健保会館4階	TEL 03-3685-5445 FAX 03-3685-5746	栃木事務所	〒322-0016	鹿沼市流通センター46番地	TEL 0289-72-1717 FAX 0289-76-6090
千葉事務所	〒260-0013	千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル3階	TEL 043-222-2626 FAX 043-222-3434	甲信事務所	〒400-0212	山梨県南アルプス市 下今諏訪610番9	TEL 055-287-9511 FAX 055-287-9512
埼玉事務所	〒330-0801	さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル6階	TEL 048-643-1543 FAX 048-643-1524	福島事務所	〒963-0547	郡山市喜久田町卸3-39	TEL 024-963-1855 FAX 024-963-1866
神奈川事務所	〒221-0853	横浜市神奈川区鶴屋町3-35-1 第2米林ビル7階	TEL 045-324-2860 FAX 045-316-8768	いわき事務所	〒971-8181	いわき市泉町本谷字作123	TEL 0246-58-9300 FAX 0246-58-9301
南関東講習センター	〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機伍健保会館4階	TEL 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746	※厚生労働大臣登録検査機関としてボイラー等・クレーン等、両方の性能検査を実施しています。上記の各事務所にご相談ください。			

一、日時・会場  
 学科Ⅱ十一月十五日(火)午前九時五十分～十二時  
 実技Ⅱ十一月十五日(火)午後一時～午後五時

二、受講料(税込)

被覆アーク溶接  
 会員 一五、八〇〇円  
 一般 一六、八〇〇円

炭酸ガス半自動溶接  
 会員 一八、八〇〇円  
 一般 一九、八〇〇円

学科のみの受講も可(三、七〇〇円税込)

### JIS溶接評価試験 受験準備講習会

- 日時・会場
- 十二月三日(土) 東京都溶接協会
  - 十二月四日(日) 東京都溶接協会
  - 十二月十日(土) 東京都溶接協会
  - 十二月十一日(日) 東京都溶接協会
  - 一月十四日(土) 東京都溶接協会
  - 一月十五日(日) 東京都溶接協会
  - 二月四日(土) 東京都溶接協会
  - 二月五日(日) 東京都溶接協会



(申込先)  
 一般社団法人  
 東京都溶接協会  
 東京都江東区大島3-1-11  
 産学協同センター内  
 TEL 03-3685-5448  
 FAX 03-3682-4902

- 1日▽機缶健康保険組合創立記念日
  - 全国労働衛生週間(～7日)
  - 共同募金、法の日
  - 都民の日
  - 5日▽達磨忌
  - 7日▽長崎くんち(～9日)
  - 8日▽阿寒まりも祭
  - 9日▽世界郵便デー
  - 国際文通週間
  - 10日▽スポーツの日
  - 目の愛護デー
  - 13日▽日蓮聖人忌
  - 14日▽鉄道の日
  - 17日▽貯蓄の日
  - 伊勢神宮神嘗祭
  - 日光東照宮秋祭
  - 18日▽統計の日
  - 東京浅草観音菊供養
  - 東京靖国神社秋祭
  - 19日▽東京日本橋べつたら市
  - 21日▽宇都宮二荒山神社例祭
  - 22日▽京都市平安神宮時代祭
  - 京都鞍馬の火まつり
  - 23日▽電信電話記念日
  - 24日▽国連の日
  - 26日▽原子力の日
  - 27日▽読書週間(～11月9日)
- ※行事・祭は変更になる場合があります。事前に関係諸団体にご確認下さい。

十月  
 神無月  
 かんなづき